

第6章 環境保全のための共通的政策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価の現況

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。環境影響評価の制度としては、平成9年6月に「環境影響評価法」を公布、平成11年6月に全面施行され、本県においても、平成11年3月に「大分県環境影響評価条例」を制定、同年9月から全面施行し、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業等を対象に法又は条例に基づく手続きが実施されている。

また、県では、法又は条例の対象とならない比較的小規模な事業等であって、県が主体となる開発事業を対象に「大分県環境配慮推進要綱」を制定し、自主的な環境配慮を進めている。

2 本県における環境影響評価の実施状況

本県において、平成15年度中に指導・審査を行った実績は、表6-1-2aのとおり7件で、そのうち終了3件、手続中4件であり、条例の対象となった事業の審査が1件あった。

また、昭和49年以降、県が環境影響評価について審査を終了した開発事業等の件数は、表6-1-2bのとおり合計で241件、実施主体別では県が最も多く、次いで市町村の順となっている。開発事業別には、公有水面埋立てが最も多く、平成15年度までの審査終了件数が153件と、全体の63%を占めている。

表6-1-2a 平成15年度環境影響評価指導審査実績
条例対象事業

(平成16年3月31日現在)

| | 事業名 | 事業主体 | 規模 | 備考 |
|---|----------------------|----------------|---------------------|---------|
| 1 | (仮称)し尿・浄化槽汚泥高度処理施設建設 | 中津下毛広域市町村圏事務組合 | 処理能力 180 kl /日 | 実施計画書受理 |

その他の事業(:平成15年度審査済)

| | 事業名 | 事業主体 | 規模 | 備考 |
|---|-------------------------|------|--------|----------|
| 1 | 長田漁港公有水面埋立用途変更 | 上浦町 | 1.3ha | |
| 2 | 森川砂防工 | 県 | 約500m | 環境配慮調書受理 |
| 3 | 久木野尾川農業用ダム | 県 | 5.8ha | 環境配慮調書受理 |
| 4 | 白杵港下り松公有水面埋立 | 県 | 約2.9ha | 環境配慮調書受理 |
| 5 | 大分都市計画市街化区域等の変更 | 県 | - | |
| 6 | 別府国際観光温泉文化都市計画市街化区域等の変更 | 県 | - | |

大分県環境配慮推進要綱に基づくもの

表6-1-1-2b 環境影響評価の審査終了件数の推移

平成16年3月31日現在

| 開 発 事業等 | 開発保全 整備計画 | | | 港湾計画 | | 公有水面埋立 | | | 電源 立地 | 道路 | | | 農 村 工業導入 | 都市計画 | | 土地造成 | | | | 住宅団地 | | 廃棄物 処 理 施 設 | ゴルフ 場 | リゾート 施設 | 実施主体別件数 | | | | | 計 | |
|------------|--------------|---|-----|-----------|---|--------|----|----|----------|----|----|---|-------------|-----------|-----|------|-----|-----------|----|------|----|-------------------|----------|------------|---------|----|-----|-----------|----|----|-----|
| | 事業主体 年度 | 県 | 市町村 | 公社、 公団 | 県 | 市町村 | 国 | 県 | 市町村 | 民間 | 民間 | 国 | 県 | 公社、 公団 | 市町村 | 県 | 市町村 | 公社、 公団 | 民間 | 公社 | 民間 | 市町村 | 民間 | 民間 | 国 | 県 | 市町村 | 公社、 公団 | 民間 | | |
| S49 | 3 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| S50 | 3 | 1 | | | 2 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 6 | 1 | 0 | 0 | 8 |
| S51 | | 1 | | | 1 | | | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 2 | 0 | 1 | 6 |
| S52 | | | | | | 1 | | 1 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 5 |
| S53 | | | | | 1 | | 2 | 3 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 4 | 4 | 0 | 0 | 10 |
| S54 | | | 1 | | | 1 | | 2 | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 4 | 1 | 1 | 9 |
| S55 | | | | | | 1 | | 4 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 4 | 3 | 0 | 1 | 9 |
| S56 | | | | | 1 | | | 4 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| S57 | | | | | 1 | | 2 | 3 | 2 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 2 | 5 | 2 | 0 | 0 | 9 |
| S58 | | | | | | | | 3 | 3 | | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 9 |
| S59 | | | | | | | | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 6 |
| S60 | | | | | | | | 3 | 3 | | | | | | 3 | | | | | | | | | | | 0 | 6 | 3 | 0 | 0 | 9 |
| S61 | | | | | | | | 3 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 | 5 |
| S62 | | | | | 1 | | | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| S63 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| H1 | | | | | 1 | | | 11 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 12 | 8 | 0 | 0 | 20 |
| H2 | | | | | | | | 5 | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | 6 | 2 | 0 | 1 | 10 |
| H3 | | | | | | | | 1 | 3 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 5 |
| H4 | | | | | 1 | | | | 2 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 5 |
| H5 | | | | | 1 | | 1 | 5 | 3 | | | | | | | | | 1 | | | | | 6 | | | 1 | 6 | 3 | 1 | 6 | 17 |
| H6 | | | | | 1 | | 1 | 5 | 3 | | 2 | | | | | | | | | | 2 | | 3 | | | 1 | 6 | 3 | 0 | 7 | 17 |
| H7 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | 1 | | | | | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| H8 | | | | | | | | 3 | 1 | | | 1 | 1 | | 2 | | | | | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | 4 | 3 | 1 | 2 | 11 |
| H9 | | | | | 1 | | | 3 | 3 | | 1 | | 1 | | | | 1 | | | 1 | | 3 | | 1 | 1 | 0 | 6 | 3 | 0 | 7 | 16 |
| H10 | | | | | | 1 | | 4 | 2 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 8 |
| H11 | | | | | 3 | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | 2 | | | | | | | 2 | | | | | | 1 | 6 | 1 | 0 | 3 | 11 |
| H12 | | | | | | | | 2 | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 5 |
| H13 | | | | | 3 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| H14 | | | | | 2 | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| H15 | | | | | | | | | 1 | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 計 | 6 | 2 | 1 | 20 | 1 | 11 | 79 | 57 | 6 | 6 | 6 | 6 | 1 | 3 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 6 | 1 | 11 | 3 | 17 | 118 | 66 | 5 | 35 | 241 |

第2節 普及啓発の推進

1 啓発活動の実施状況

環境問題は、県民、事業者、行政がそれぞれの立場から環境保全に向けた取組を主体的に推進するようになってはじめて解決しうるものである。そうした中、近年、環境問題に対する県民の関心も高まりを見せ、これまでの公害の防止や自然環境の保全といった観点から、安らぎや潤いのある快適な生活環境を創出するという観点にその指向が向きつつあり、県下各地で環境NPOやボランティア団体が主導する各般の環境保全活動が盛んに行われているところである。

県では、県民の自主的な環境保全活動を支援するとともにその活動が一層発展するよう促すため、また、より広範な環境保全思想の浸透を図るために、各種の啓発活動を実施している。

なお、平成15年度に県が実施した啓発活動の実施状況は表6-2-1のとおりである。

2 環境月間行事の実施状況

1972年（昭和47年）6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、人間環

境の保全と改善を世界共通の努力目標とする「人間環境宣言」が採択されたが、この会議において日本は毎年6月5日からの1週間を「世界環境週間」とすることを提唱（大石武一環境庁長官の演説）した。国連ではこれを受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と定めた。我が国では、環境庁の主唱により、昭和48年から毎年6月5日を初日とする1週間を「環境週間」と定め、国民一人ひとりがよりよい環境づくりに向けて認識を新たにしよう全国的な運動が展開されていたが、平成3年からは、これまで以上に環境保全に関する国民の責務と自覚を促すため、従来の環境週間の幅を拡大して、6月の1ヶ月間を「環境月間」として国や、都道府県、市町村、民間団体などにより各種啓発事業に取り組むこととなった。

また、平成5年11月に制定された**環境基本法**において、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日が「環境の日」と定められ、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることとされた。

県が主体となった環境月間行事の実施状況は表6-2-2のとおりである。

表 6 - 2 - 1 啓発活動の実施状況

(平成15年度・大分県実施)

| 行 事 名 | 実施期間 | 場 所 | 内 容 |
|-------------------------------|------------------|-----|---|
| 平成15年環境月間 (6月5日環境の日) | 6月1日 ～6月30日 | 県 下 | 詳細は表6-2-2を参照。 (生活環境課) |
| 瀬戸内海環境保全月間 | 6月1日 ～6月30日 | 県 下 | 期間中(社)瀬戸内海保全協会の啓発用ポスターを市町村・保健所等へ配布し意識の高揚を行った。(環境管理課) |
| 河川愛護月間 | 7月1日 ～7月31日 | 県 下 | 期間中河川周辺のごみ拾いや雑草刈りを実施した。また、啓発活動用パンフレットやポスターを市町村等へ配布し河川愛護思想の高揚を図った。(河川課) |
| 海岸愛護月間 | 7月1日 ～7月31日 | 県 下 | 期間中海岸の清掃を実施し国土交通省の作成した「海岸愛護ポスター」を市町村・土木事務所へ配布した。(河川課) |
| 九州各県空き缶散乱防止対策統一キャンペーン | 7月1日 ～8月31日 | 県 下 | 期間中ラジオスポットによる広報活動や統一美化マークを刷り込んだポスターの作成掲示等により空き缶散乱防止を集中的に呼びかけた。(廃棄物対策課) |
| 自然に親しむ運動月間 | 7月21日 ～8月31日 | 県 下 | 自然観察会が開催され、自然環境思想の高揚が図られた。(生活環境課) |
| 道路ふれあい月間 (8月10日道の日) | 8月1日 ～8月31日 | 県 下 | 期間中道路の草刈、側溝掃除、空き缶拾い等を実施した。また、啓発用ポスター・チラシを市町村等に配布するとともに、広報誌を通じて道路愛護の思想の高揚を図った。(道路課) |
| 第25回大分県文化財愛護少年団のつどい | 8月20日 | 臼杵市 | 臼杵市中央公民館及び国宝・特別史跡臼杵磨崖仏で開催した。午前中は参加団体による、活動報告や活動優良団体の表彰、午後は臼杵磨崖仏の見学及び清掃奉仕活動を行い、文化財愛護思想の高揚を図った。(文化課) |
| 第43回全国下水道促進デー (9月10日下水道の日) | 9月1日 ～9月20日 | 大分市 | 下水道に関する県民の理解と関心を深め、その普及と十分な活動を促進するため、横断幕を設置し、意識の高揚を図った。(公園下水道課) |
| マイ・バッグ・キャンペーン | 10月1日 ～10月31日 | 県 下 | 買い物の際に、買い物袋を持参しレジ袋等を削減することによりごみの減量化を推進するために、ポスター・チラシの作成掲示、ラジオスポットによる広報を行った。また、消費者から「マイバッグ宣言」を、小売店等事業者から「マイバッグキャンペーン協力宣言」を募集し、ホームページで紹介した。(廃棄物対策課) |
| みどりのまちづくり推進月間 | 10月1日 ～10月31日 | 県 下 | 県民一人ひとりの手で緑化木を植栽し、生活環境の緑化を推進するため、街頭での緑化苗木の配布を行い、緑化の意識の高揚を図った。(森林保全課) |
| 都市緑化月間 | 10月1日 ～10月31日 | 県 下 | 都市における緑の保全・創出や、都市公園、街路樹の整備等を促進し、住民参加による緑豊かな美しい町づくりを展開するため、「都市緑化月間」中に、緑に関するイベントとして苗木等の無料配布を行った。(公園下水道課) |
| 第50回文化財保護強調週間 | 11月1日 ～11月7日 | 県 下 | 文化財愛護功労者表彰・文化財に関する映画会・講演会・芸能発表会の開催・文化財めぐり・文化財周辺の清掃活動などを実施し、文化財愛護思想の普及・高揚を図った。(文化課) |
| 省エネルギー月間 | 2月1日 ～2月28日 | 県 下 | 省資源・省エネルギー県民運動リーダー研修会を開催し、資源とエネルギーを大切にする意識の高揚を図った。(生活環境課) |
| 緑化推進強化月間 | 3月1日 ～3月31日 | 県 下 | 期間中県内各地で緑化用苗木の街頭配布を行ったほか新聞、宣伝幕を掲げ緑化の普及の啓発を図った。(森林保全課) |

備考：内容欄の()内は所管課

表 6 - 2 - 2 環境月間行事実施状況

| 行 事 名 | 概 要 ()内は主催機関 | 期 日 |
|--------------------------|--|-----------------------------|
| エコおおいた推進大会 | 講演、環境保全功労者の表彰等を行った。 (生活環境課) | 6月23日 |
| 第20回全国都市緑化おおいたフェア生活環境部展示 | 環境保全啓発パネルに展示、ビデオ上映、環境クイズ等を実施した。 (生活環境課) | 6月1日～29日 (フェア開催は4月28日から) |
| 2003かおり風景フォーラム in 別府 | 快適なかおり環境に関する基調講演、分科会、現地視察などを行った。 (環境管理課) | 6月21日～22日 |
| 交通環境調査 | 主要交差点における自動車排気ガスによる大気汚染状況の調査を行った。 (環境管理課) | 6月26日～7月4日 |
| 衛生環境研究センター一般公開 | 研究施設の公開及び小学生を対象とした簡易測定等の体験学習を指導した。 (衛生環境研究センター) | 6月中 |
| 消費者団体の研修 | 消費者団体に対する環境保全に関する講話研修を行った。 (衛生環境研究センター) | 6月27日 |
| 廃棄物不法投棄パトロール | 廃棄物の不法投棄の監視、発見・除去、適性処理の指導を行った。 (6保健所) | 6月中 |
| 浄化槽・貯水槽保守点検業者への立ち入り指導 | 浄化槽等の適正な維持管理を図ることを目的とした、浄化槽保守点検業者への立ち入り指導を強化した。 (2保健所) | 6月3日～5日、26日 |
| 環境保全街頭宣伝 | 環境保全に関する該当啓発活動を実施した。 (臼杵保健所) | 6月中 |
| 公害パトロール | 県下主要企業を対象にした、公害防止の状況等の調査を行った。 (三重保健所) | 6月中 |
| 環境パトロール | 事業所の環境保全活動の把握、事業者に対しての普及啓発のための立入監視を実施した。(日田玖珠保健所) | 6月18日 |
| 調理師学習会 | 地域のリサイクルの仕組みを理解してもらうためのリサイクル事業の現状の講習会を行った。 (宇佐高田保健所宇佐保健部) | 6月10日 |
| 建設リサイクル法に基づくパトロール | 建設リサイクル法の実効性確保のためのパトロールを行った。 (宇佐高田保健所高田保健部) | 6月23日～27日 |

第3節 環境情報の整備と提供

環境保全施策を総合的・計画的に推進するためには、環境情報を体系的に整備し、その利用を図っていくことが必要である。また、事業者や県民、民間団体等に対する環境教育・学習を積極的に推進していくことはもちろんのこと、これら各主体による自発的な環境保全活動の取組を促すため、環境保全に関するさまざまなニーズに応じた情報を各主体に正確かつ適切に提供することが不可欠である。

大分県の環境についての現状や条例及び計画や施策などの各種の情報については、県開設のホームページ上の「大分県の環境」の枠で提供を行っているが、平成15年9月より取り組んでいる県民運動「ごみゼロおおいた作戦」に関しては、それ専用の枠を新たに設けて情報の提供を行っている。

今後も、自然環境情報や水質・大気の監視データ等について地理情報システムを利用したデータベース化やインターネットを通じた環境情報の提

供など、迅速かつ適切に情報提供が行われるよう新しいニーズに応じたシステムの構築を図ることとしている。

大分県のホームページ

<http://www.pref.oita.jp/>

大分県の環境

<http://www.pref.oita.jp/13000/>

ごみゼロおおいた作戦

<http://www.pref.oita.jp/13000/gomi0/>



ごみゼロおおいた作戦ホームページ

第4節 調査研究、監視・観測等の推進

1 衛生環境研究センターの概要

昭和40年代中頃までの公害関係の試験・研究は、衛生研究所、工業試験場等で行ってきたが、複雑多様化する公害事象に対応するため、昭和48年3月に大分市曲芳河原団地内の衛生研究所隣接地に、公害センターが建設された。昭和48年4月の機構改革により衛生研究所と統合、公害衛生センターとして発足した。

平成3年5月には衛生環境研究センターと改称し、組織改正により管理情報部（管理課、企画情報課）、化学部、微生物部、大気部、水質部の5部2課制となった。

また、当センター内でダイオキシン類の分析を行うため、平成12年3月に特定化学物質分析棟を新設し、平成12年4月の組織改正により、管理情報部（管理課）、企画・特定化学物質部、化学部、微生物部、大気部、水質部の6部1課制となったが、平成14年4月から管理情報部の管理課が廃止され、6部制となった。

平成15年2月、大分市高江ニュータウンに新庁舎が完成し、3月に芳河原台から移転した。

業務は次のとおりである。

- (1) **管理情報部**
センターの運営についての総括
- (2) **企画・特定化学物質部**
衛生及び環境情報の収集及び解析
特定化学物質に関する測定、分析
特定化学物質に関する調査研究
大気汚染監視テレメーターシステムの運用管理及びデータ解析
衛生・環境教育の技術指導の企画調整
衛生・環境調査研究業務の広報
研修指導及び精度管理の企画調整
調査研究等の総合調整
- (3) **化学部**
食品、食品添加物、残留農薬、合成抗菌剤、その他規格基準に関する試験検査
自然毒に関する試験検査
医薬品、医療用具等の試験検査
衣服、家具等家庭用品の有害物質検査
飲料水等の試験検査
温泉に関する調査、分析
衛生化学に関する調査研究

衛生化学情報の収集及び解析
食品衛生検査等に係る業務管理
試験検査の研修・指導及び精度管理

(4) **微生物部**

感染症、食中毒、結核及び感染症発生動向調査事業等における病原微生物の検索
食品衛生法による食品の微生物学的検査
公共用水域等の汚染指標細菌検査
血液製剤及び医療器具等の無菌試験
インフルエンザ及び日本脳炎の流行予測調査
感染症の血清学的検査
感染症の動態及び疫学に関する調査研究
新しい検査法の開発と導入に関する研究
微生物情報の収集及び解析
微生物学的及び血清学的試験検査技術の研修・指導及び精度管理

(5) **大気部**

浮遊粉じんの調査、分析
悪臭物質の調査、分析
有害大気汚染物質の調査、分析
環境放射能の調査、分析
一般環境の大気測定調査
交通環境の大気測定調査
国設酸性雨測定所の管理運営
酸性雨の調査研究

大気環境情報の収集及び解析
試験検査技術の研修・指導及び精度管理

(6) **水質部**

河川、海域、湖沼及び地下水等水質汚濁把握のための調査、分析及び解析
排水監視及び未規制汚濁源に係る排水等の調査、分析
水質汚濁防止対策に係る排水等の調査、分析
農薬その他未規制物質に係る調査、分析及び研究
水環境の生物学的調査研究
廃棄物及び底質の調査、分析
水質汚濁に係る環境の調査研究
瀬戸内海の底質に関する調査研究
水質環境情報の収集及び解析
環境ホルモンに関する調査研究
試験検査技術の研修・指導及び精度管理

2 環境保全に関する試験検査の実施状況

平成15年度における環境保全に関する試験研究は、資料編9 衛生環境研究センター関係資料表衛生1のとおりであり、調査分析件数は、資料編9 衛生環境研究センター関係資料表衛生2 3 Aのとおりである

第5節 規制的手法の活用

1 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種の作業を「特定作業」と定め、この特定作業を行う工場等を「特定工場等」とし、その新增設や施設の変更及びばい煙の排出等に対して規制を行っている。本条例の規制基準は、ばい煙、排水等について定めており、量規制方法の導入により、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

平成16年3月末までの特定工場等の届出の状況は表2 - 6 - 5 - 1のとおりであり、特定工場等の総数は199事業所となっている。

表 2 - 6 - 5 - 1

| 別表番号 | 特 定 作 業 の 種 類 | 特定工場数 |
|------|--|-------|
| 1 | 石油製品の製造の作業 | 1 |
| 2 | 石油化学基礎製品の製造の作業 | 5 |
| 3 | 合成樹脂の製造の製造 | 3 |
| 4 | 合成ゴムの製造の作業 | 1 |
| 5 | 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業 | |
| 6 | 医薬品の製造の作業 | 2 |
| 7 | 農薬の製造の作業 | 1 |
| 8 | 1 から 7 に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業 | 3 |
| 9 | 化学肥料の製造の作業 | |
| 10 | 無機顔料の製造の作業 | |
| 11 | か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業 | 1 |
| 12 | 10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業 | 1 |
| 13 | コークスの製造の作業 | 1 |
| 14 | 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業 | 1 |
| 15 | 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業 | 2 |
| 16 | 建設作業、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業 | |
| 17 | 電気機械器具の製造の作業 | |
| 18 | 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業 | |
| 19 | 精密機械器具の製造の作業 | |
| 20 | 骨材の製造又は加工の作業 | 18 |
| 21 | セメント又は石灰の製造の作業 | 4 |
| 22 | 生コンクリートの製造の作業 | 94 |
| 23 | その他の土石製品の製造の作業 | 1 |
| 24 | パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業 | 2 |
| 25 | 発電の作業 | 7 |
| 26 | ガスの製造の作業 | |
| 27 | 汚水又は廃液の処理の作業 | 5 |
| 28 | 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業 | 13 |
| 29 | 物の表面処理又はめっきの作業 | 31 |
| 30 | 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業 | 2 |

2 公害防止協定締結の現況

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、県では、資料編3大気関係資料表大気10のとおり、現在11企業・企業グループとの間で協定を締結し、運用している。

3 土地利用対策

国土利用計画法は、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を規定し、土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と土地の有効利用の促進を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものである。

(1) 国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものであり、県土の利用に関する行政上の指針となるものである。全国計画の改定等に伴い、平成8年7月に第三次県計画を策定した。

また、全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成する市町村計画については、昭和59年度までに全市町村で第一次計画の策定を完了した。以降、第二次計画を28市町村で、第三次計画を7市町で策定しているが、今後、未改定の市町村に対して改定の指導を行っていくこととしている。

(2) 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直

接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の表示と、土地利用の調整等に関する事項が定められており、五地域の指定状況については、表6-5-3(2)のとおりである。

表6-5-3(2) 五地域の指定状況

(単位：ha, %)

| 区分 | 年 | 平成9 3 31 | 10 3 31 | 11 3 31 | 12 3 31 | 13 3 31 | 14 3 31 | 15 3 31 | 16 3 31 |
|-------------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | 現在 |
| 五 地 域 | 都市地域 | (16.4) 103,748 | (16.4) 103,748 | (16.4) 103,748 | (16.4) 103,751 | (16.4) 103,763 | (16.4) 103,763 | (16.4) 103,797 | (16.4) 103,802 |
| | 農業地域 | (64.9) 411,372 | (64.9) 411,372 | (64.9) 411,218 | (64.9) 411,019 | (64.9) 411,043 | (64.8) 410,888 | (64.9) 411,214 | (64.9) 411,414 |
| | 森林地域 | (71.5) 452,852 | (71.4) 452,759 | (71.4) 452,657 | (71.4) 452,366 | (71.4) 452,350 | (71.3) 452,150 | (71.3) 451,941 | (71.3) 451,918 |
| | 自然公園 地 域 | (27.6) 174,676 |
| | 自然保全 地 域 | (0.0) 15 |
| 五 地 域 計 | | (180.3) 1,142,663 | (180.3) 1,142,570 | (180.2) 1,142,314 | (180.2) 1,141,827 | (180.2) 1,141,847 | (180.1) 1,141,492 | (180.1) 1,141,643 | (180.1) 1,141,825 |
| 白 地 地 域 計 | | (1.2) 7,342 | (1.2) 7,342 | (1.2) 7,342 | (1.2) 7,348 | (1.2) 7,336 | (1.2) 7,339 | (1.1) 7,111 | (1.1) 7,077 |
| 合 計 | | (181.5) 1,150,005 | (181.4) 1,149,912 | (181.4) 1,149,656 | (181.3) 1,149,175 | (181.3) 1,149,183 | (181.3) 1,148,831 | (181.2) 1,148,754 | (181.3) 1,148,902 |
| 県 土 面 積 | | (100.0) 633,727 | (100.0) 633,736 | (100.0) 633,770 | (100.0) 633,785 | (100.0) 633,785 | (100.0) 633,797 | (100.0) 633,797 | (100.0) 633,841 |

備考 1 ()は、県土面積に対する割合。
2 各地域に重複している地域があるため、五地域と白地地域の単純合計は、県土面積を超えている。

(3) 土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引について事後届出制及び注視区域・監視区域制度等の措置が定められている。

本県でも届出について、利用目的の審査を行い、当該土地取引が周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認められるときは、助言・勧告等必要な措置を講ずることとしている。

また、大規模な開発行為を行う土地については、平成11年3月に定めた「大規模土地利用事前指導要綱」及び、平成2年11月に定めた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要

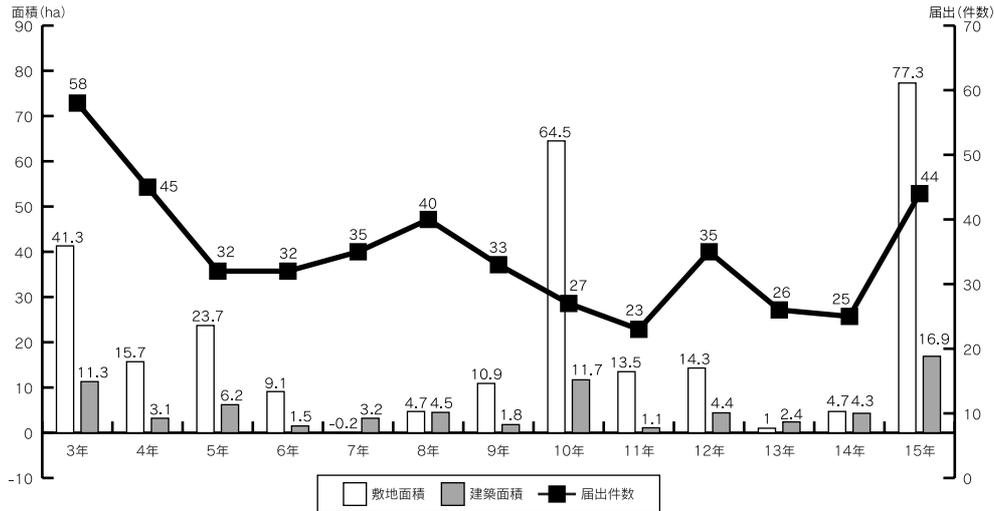
綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

4 工場立地対策

本県では、「人と自然との共生」都市と農村との共生」を基本理念に、従来から地域の実情に応じた工場誘致を行っている。工場立地に当たっては、都市計画区域や農業振興地域など地域の土地利用計画との調整を行い、周辺環境との調和を図っている。

一方、工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められており、特に、敷地面積9,000㎡又は建築面積3,000㎡を超える「特定工場」の新設・増設には、県知事への事

図 2 - 6 - 5 - 4 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移



前の届出が義務づけられている。県は、この届出の審査を通じ工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場新設・増設が適正に行われるよう努めている。工場立地法に基づく特定工場の届出件数、敷地面積の推移は、図 2 - 6 - 5 - 4 のとおりである。

5 環境犯罪の取締り

(1) 環境犯罪の傾向

県内における環境犯罪は、廃棄物の不法投棄事犯が殆どである。

各種「リサイクル法」の施行に伴い家電等を含む家庭排出ゴミの一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄事犯等が後を絶たず年ごとに悪質化傾向にある。

(2) 基本方針及び取締り状況

警察は、「環境犯罪」を自然・生活環境を破壊する悪質な犯罪として捉え、環境破壊の拡大防止に向けた強力な取締りを推進している。

特に組織的・計画的な悪質な事犯、暴力団の関与事犯、行政指導を無視した事犯等に重点を指向した取締りを行っている。

近年の取締り状況は、表 6 - 5 - 5 のとおりであり、平成15年中の検挙事件は主に無許可業者や排出事業者による産業廃棄物の不法投棄事犯であるが、中には行政の措置命令を無視した事犯もある。

表 6 - 5 - 5 環境事犯法令別検挙状況

| 法令別 | H10年 | | H11年 | | H12年 | | H13年 | | H14年 | | H15年 | |
|----------|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|
| | 件数 | 人員 |
| 水質汚濁防止法 | | | | | | | | | | | | |
| 瀬戸内法 | | | | | | | | | | | | |
| 廃棄物処理法 | 9 | 11 | 10 | 16 | 7 | 22 | 10 | 28 | 11 | 19 | 7 | 13 |
| 河川法 | | | | | | | | | | | | |
| 軽犯罪法(騒音) | | | | | | | | | | | | |
| 自然公園法 | | | | | | | | | | | | |
| 森林法 | | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 2 | 1 | | |
| 水産資源保護法 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 9 | 11 | 11 | 17 | 7 | 22 | 11 | 29 | 13 | 20 | 7 | 13 |

第6節 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれのある地域について環境大臣の指示と同意を受けて知事が策定する公害防止のための総合的な計画で、平成16年4月1日現在、全国31地域において計画が策定されている。

本県では、大分地区新産業都市の中核として工業化が進められた大分市及び佐賀関町が、昭和46年に大分地域として指定を受け、昭和47年度を初年度とする5か年計画を策定した。

その後昭和62年10月には、大分市のみを対象とした計画延長の指示を受け、主要幹線道路沿道の騒音対策、都市内中小河川の水質汚濁対策等の都市・生活型公害対策等を主要課題とする第4次計画（昭和63年3月承認）を策定した。

現在は、第7次計画（平成15年2月同意）に基づき、各種の事業を推進している。

1 計画の策定状況

大分地域公害防止計画の策定状況は、表2-6-6-1のとおりである。

表2-6-6-1 大分地域公害防止計画の策定状況

| 計画次 | 計画期間 | 地域の範囲 |
|-----|------------|----------|
| 1次 | 昭和47～51年度 | 大分市、佐賀関町 |
| 2次 | 昭和52～56年度 | 大分市、佐賀関町 |
| 3次 | 昭和57～61年度 | 大分市、佐賀関町 |
| 4次 | 昭和62～平成3年度 | 大分市 |
| 5次 | 平成4～8年度 | 大分市 |
| 6次 | 平成9～13年度 | 大分市 |
| 7次 | 平成14～18年度 | 大分市 |

2 計画の概要

(1) 計画の目標

7次計画の目標は、大気汚染、水質汚濁、騒音の各項目ごとに、環境基本法第16条に基づき定めた環境基準等としている。

(2) 計画の主要課題及びその対策

ア 工業地域における大気汚染対策

当地域内において環境基準を達成できていない光化学オキシダント、ベンゼン及びこれまでに環境基準の達成状況の低かった浮遊粒子状物質について、対策を総合的

かつ計画的に推進していく。

また、固定発生源対策として、法や県条例等に基づく排出基準等の遵守徹底を指導するとともに、良質燃料の導入や最新の公害防止技術の導入について指導を実施する。

イ 自動車交通公害対策

当地域内における自動車交通量は年々増加しており、国道10号、国道210号において自動車排出ガスによる大気汚染及び自動車交通騒音の防止を図るため、発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策等の施策を実施する。

ウ 河川及び別府湾の水質汚濁対策

環境基準の達成状況が良くない河川が存在するが、その主な原因は生活排水である。そのため、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備、生活排水対策の普及啓発等を行っていく。

また、別府湾については、水質汚濁防止法に基づく第5次総量削減計画を策定し、規制対象工場・事業場のCOD、窒素及びりん総量規制基準による規制を実施するとともに排水基準の適用を受けない小規模特定事業場及び未規制事業場についても排水処理などの指導を行う。

さらに、畜産排水対策、農地における農薬等による負荷量削減対策や、住民に対する環境教育、普及啓発等により環境保全の意識高揚に努める。

3 公害防止対策事業の推進状況

第7次大分地域公害防止計画は、平成14年6月に環境大臣から策定指示があり、翌15年2月に同意を得ている。

公害防止計画に基づく公害防止対策事業は、地方公共団体が主体となって実施するものと事業者が実施するものとに大別され、第7次計画における事業経費は、前者が約1,018.5億円、後者が約75億円と見込まれており、平成18年度末までに計画の目標が達成されるよう努め、各施策等を強力に推進することとしている。

第7節 公害紛争等の適正処理

1 公害苦情及び紛争の処理

(1) 公害苦情の現況

ア 公害苦情の総件数

平成15年度に県及び市町村が新たに直接受理した公害に関する苦情件数は、738件で、前年度に比べ22件増加した。

苦情の原因は、大気汚染172件（23.3%）、悪臭164件（22.3%）、騒音130件（17.6%）、水質汚濁85件（11.5%）等の典型7公害に含まれるものが560件（75.9%）、それ以外のもは178件（24.1%）である。大気汚染は83件減少したが、悪臭が34件、廃棄物の不法投棄等の典型7公害以外が60件増加した。

公害苦情の種類別件数の年度毎推移及び平成15年度の公害苦情の内訳は、図6-7-1及び図6-7-2のとおりである。

図6-7-1 公害苦情件数の推移

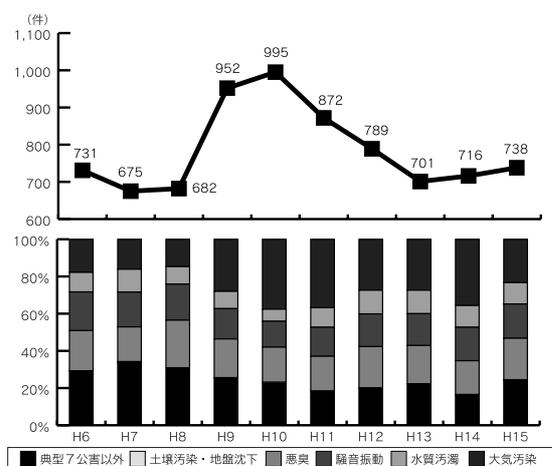


図6-7-2 公害苦情件数の内訳



イ 公害苦情の処理状況

平成15年度に処理した苦情は、新規処理738件に前年度からの繰り越し分9件を加えた747件で、このうち728件（97.5%）が受理機関において解決され、翌年度への繰り越し件数は19件となっている。

(2) 公害苦情・紛争処理の対策

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたもので、この法律に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が設置され、あつせん、調停、仲裁等の方法により紛争の処理が行われる。

さらに、この法律では、公害紛争の未然防止の観点から、公害苦情の適切な処理に努めるべき地方公共団体の責務を明らかにしており、より地域に密着した公害苦情、紛争の処理を実現している。

ア 公害審査会

公害紛争処理法に基づき、県では、大分県公害紛争処理条例（昭和45年大分県条例第38号）を制定し、昭和45年11月に大分県公害審査会を設置した。

審査会は、法律、公衆衛生、産業技術等の学識経験者10名から構成され、委員の任期は3年である。公害紛争が生じた場合、紛争当事者からの申請により、あつせん、調停及び仲裁を行う。

なお、本年度までに係属した事件は、ゴルフ場農薬等被害防止建設差止請求事件（平成3年10月受付、平成5年3月1日調停打切）と下水道終末処理場建設に係る調停申請事件（平成7年11月受付、平成8年8月調停打切）がある。（大分県公害審査会委員 資料編2 各種審議会委員等名簿参照）

イ 公害苦情相談員

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階ともいえるものであるから、その迅速かつ適切な処理は、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争を未然に防止するうえでも重要である。

このため、県及び市町村は、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員制度を設け、公害苦情の適切な処理を図っている。

第8節 経済的措置の活用

1 環境保全対策のための融資制度

(1) 大分県環境保全対策資金融資制度

近年、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等地球規模の環境問題が議論されている中で、事業者自らの産業公害防止施設及び環境保全施設の設置が緊急の課題とされている。

このため本県では、昭和46年に「大分県公害防止施設整備資金」を創設し、中小企業者の資金調達の円滑化や金利負担の軽減等を図ってきたところであるが、平成7年4月1日には、資金の名称を「大分県環境保全対策資金」に改め、同年8月1日からは、融資対象にフロン対策のための施設整備を追加した。

ア 大分県環境保全対策資金の概要

(平成16年度)

(ア) 融資対象者

県内において事業を営んでいる中小企業者及び組合

(イ) 対象費用

融資要綱に定める公害防止又は環境保全施設の設置又は事業所等の移転に必要な設備資金並びに事業者負担金を納付するための費用

(ウ) 融資限度額

1企業3,500万円以内
(組合は7,000万円以内)

(エ) 融資期間

12年以内
(1年以内の据置後毎月均等償還)

(オ) 利率等

融資利率 年2.1%、
保証料率 有担保：年0.95%以内、
無担保：年1.05%以内

(カ) 申込窓口

商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・指定金融機関

(指定金融機関)

大分銀行・豊和銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫大分支店

融資実績

(単位：件、千円)

| 年度 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|----|--------|--------|----|----|--------|
| 件数 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 金額 | 30,000 | 65,000 | 0 | 0 | 70,000 |

(2) その他の融資制度

産業公害防止及び環境保全のための融資制度としては、県制度のほかに、政府系金融機関及び各市単独の制度があり、その概要は表6-8-1(2)のとおりである。

表 6 - 8 - 1(2) その他の融資制度 (県制度資金以外の融資制度)

(平成16年10月現在)

| 資金又は融資機関 | 貸付対象 | 貸付施設 | 限度 | 利率 | 期間 | 申込窓口 | 備考 |
|----------------------|--|---------------------------------------|---|---|---|---------------|---------------------|
| 環境対策資金 (中小企業金融公庫) | <ul style="list-style-type: none"> ●特定の産業公害防止施設等を設置するもの ●排出基準適合車等を取得するもの | ばい煙処理施設・特定有害物処理施設・汚水処理施設・騒音防止施設、トラック等 | 直貸 7億2千万円 (ただし、運転資金2億5千万円) 代理費 1億2千万円 | 年0.8% ~2.0% (融資期間等に応じて異なる) | 設備資金 15年以内 (措置2年以内) 運転資金 7年以内 (措置2年以内) | 中小企業金融公庫又は代理店 | 詳細は申し込み窓口へお問い合わせ下さい |
| 環境対策貸付 (国民生活金融公庫) | <ul style="list-style-type: none"> ●特定の産業公害防止施設等を設置するもの(従業員100人以下(商業、サービス業は50人以下)の個人又は会社) | ばい煙処理施設・特定有害物処理施設・汚水処理施設・騒音防止施設等 | 7,200万円 (ただし、運転資金4,800万円) | 年0.65% ~1.9% (資金使途、融資期間等に応じて異なる) | 設備15年以内 (措置2年以内) 運転7年以内 (措置2年以内) | 国民生活金融公庫 | 同上 |
| 環境対策促進融資(日本政策投資銀行) | 環境保全施設を設置する企業 | 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭・リサイクル・産業廃棄物施設等 | 対象工事費の40~50% | 融資期間、事業内容等に応じて異なる | プロジェクトの収益性、設備の耐用年数に応じて異なる | 日本政策投資銀行大分事務所 | 詳細は申し込み窓口へお問い合わせ下さい |
| 大分市中小企業環境保全資金 | 市内居住1年以上で同一事業を一年以上経営している中小企業者 | 環境保全施設の設置改善・移転・土地の取得等 | 1,000万円以内 | 年1.6%(金利及び保証料は全額補給) | 10年以内 (措置1年以内) | 取扱金融機関 | |
| 別府市中小企業公害防止設備改善資金 | 公害防止に係わる事業を要する企業又は個人 | 公害防止設備の改善等 | 600万円以内 | 年1.8% (信用保証料は全額補給) | 7年以内 (措置6か月以内) | 取扱金融機関 | |
| 中津市環境保全施設設備資金 | 市内で1年以上事業を行っている中小企業者 | 公害防止施設の設置改善・移転・土地の取得等 | 企業 1,000万円以内 組合 2,000万円以内 | 年2.0% 信用保証料 年1.35% | 6年以内 (措置6か月以内) | 中津市 | |
| 日田市公害防止資金 | 市内で1年以上同一の事業を行っている中小企業者 | 同上 | 準工業地域 2,000万円以内 その他 1,000万円以内 | 年2.0% 信用保証料 年平均1.21% (金利・保証料に対して3割以内の補助) | 8年以内 (措置1年以内) 6年以内 (措置1年以内) | 日田市 | |

